資料４

介護用品支給事業の保健福祉事業への移行について

（１）介護用品支給事業の概要

＜事業目的＞

介護が必要な高齢者等を介護する家族に対し、介護用品を支給することにより介護者の負担軽減と高齢者等の福祉の向上を図る。

＜支給対象者＞

次の条件を満たす**介護者**

要介護高齢者等（※）及び介護者ともに本市市民で、市民税非課税世帯に属すること

※要介護４又は５の者及び要介護３で介護認定調査票の「排尿」、「排便」のいずれかが全介助の者

＜介護用品の品目＞

介護者は、給付券（月額上限 6,500 円）の交付を受け、以下の必要な品目に引き換えて利用する。

紙おむつ、尿取りパッド、清拭剤、ドライシャンプー、使い捨て手袋、介護用スプーン・フォーク
介護用箸、差し込み式便器、差し込み式尿器、防水シーツ、口腔ケア用品、食事用エプロン
消臭剤、とろみ剤

＜利用状況＞

受給者数；1,994　名（R8.6）

決算額：124,451 千円（扶助費 122,637 千円　事務費 1,814 千円）

平均利用金額；約 6,463 円 / 月

＜財源＞

介護保険事業会計 地域支援事業（任意事業）交付金

国負担分：38.5%　府負担分：19.25%　市負担分：19.25%　第１号保険料：23%

（２）保健福祉事業への移行について

本事業は、介護給付の上乗せ・横出しとなるものであることから、平成 26 年に国の地域支援事業の対象外とされたが、激変緩和措置として当分の間は継続実施を認めるとされており、現在本市は地域支援事業交付金を活用し実施している。

激変緩和措置の要件が年々厳格化されていることから、交付金の完全廃止（例年 12 月下旬に国通知あり）が見込まれるため、国に対し第 10 期計画中においても第９期と同様に地域支援事業における任意事業の対象とし、急騰する物価を鑑みた財政措置を行うことについて要望を行っているが、**交付金が完全廃止となった場合**、在宅介護を行う介護者の負担軽減を図る本事業の安定的な実施の観点から、第 10 期介護保険事業計画期間以降については、**本事業を保健福祉事業として実施**する。

※「保健福祉事業」とは、介護者支援、介護予防、サービス利用に係る資金の貸付、その他必要な事業など市町村が被保険者及び介護者に対して必要と判断し、独自に実施する事業で、財源はすべて第１号被保険者の保険料となる。

（参考）国の動き

＜第６期　介護保険事業計画（H27～H29）＞

原則、地域支援事業の対象外とされたが、当分の間継続実施が可能。（激変緩和措置）

＜第７期　介護保険事業計画（H30～R2）＞

激変緩和措置継続

（要件；低所得世帯への影響も考慮しつつ、事業の廃止・縮小に向けた具体的方策の検討すること）

＜第８期　介護保険事業計画（R3～R5）＞

激変緩和措置継続

（要件；高齢者本人や世帯員の所得に応じた支給制限や、新規利用者について、個別の状況を踏まえて支給の必要性を判断すること）

＜第９期　介護保険事業計画（R6～R8）＞

激変緩和措置継続

（要件１；事業費の上限を R5 年度対象経費支出予定額に 1.073 を乗じた額とする）

（要件２：第９期計画期間内での事業の縮小・廃止に向けた取り組みを着実に実行すること）